

出典：原研哉『白』／東京大学 09年

## 文章略解

白い紙に訂正できない痕跡を記し続けるという経験は、人間に自己の拙さを自覚させ、より完成度の高い表現を求める美意識をもたらした。紙に代わるメディアとして受容されているインターネットの情報は、責任主体を特定できない集合知として完成への志向を持たないまま絶えず更新され続けるが、失敗を取り返すことのできないただ一回の行為の責任を引き受ける覚悟をもって決然と為される表現こそ、達成の感動を生むのである。

## 解答

- (一) 後から訂正できない表現行為にあたって、検討不十分で未熟な要素を排し、代替不能で完璧な表現を求める人間の意識のこと。
- (二) 白い紙に記す経験によってその不可逆性を実感することが、より彫琢された表現を追求しようとする意識をもたらすということ。
- (三) 取り消せない失敗を積み重ねる経験が、内容表現を吟味し、自己の手によって完成された形での定着への希求を生んだということ。
- (四) 現代の情報技術の生んだ知は、責任主体の存在しない集合知であり、変化する現実に対応して更新され続ける未完のものだということ。

(五) たとえ失敗してもそれを取り返すことのできない、完成を目指した妥協なき鍛錬や吟味の果てに為されるただ一度の営為の責任を引き受けるという覚悟の中に、独自の鋭い感覚の発現と達成の感動を呼ぶ不可逆な表現行為に対する人間の志向を看取できるとい  
うこと。〔120字〕

(六) a || 吟味      b || 器量      c || 真偽      d || 回避      e || 成就

書き下し文

閩藩司の庫藏飭はず、大順左使に語けて之を治めしむ。聴かず。已に果たして大いに庫銀を亡ひ、悉く官吏邏卒五十人を獄に逮ふ。大順曰く、「盗多きも三人に過ぎず、而るに五十人を繋ぐ。即し盗在るも、是れ亦た四十七人は冤なり」と。代はりて獄を治むるを請ふ。左使喜びて大順に属す。大順悉く之を遣り、戒めて曰く、「第往きて盗を跡づけ、旬日にして来り言へ」と。

福寧の人鉄工と隣居す。夜銷声を聞き、之を窺ふに、銷かす所は銀の元宝なり。以て官に詣る。工曰く、「諸を某家に貸る」と。某家之を証して曰く、「然り」と。首なる者誣を以て坐す。大順曰く、「鉄工は貧人游食、誰か五十金を以て貸す者有らん。此れは是れ盗ならん」と。令して求めて之を得、一訊するに輒ち輸けて曰く、「盗は、吏舎の奴なり。某をして庫鑰を開けしめ、我に酬ゆるのみ」と。搜して奴を捕へ、具に贓を得て、五十人皆積かる。

現代語訳

福建の民政庁の倉庫は管理警備が杜撰だった。(そこで、役所の上席長官であった)陶大順は、(次席長官で財務と刑務を担当する)左布政使に命じて、こ(の倉庫管理の職務)を嚴重にさせようとした。(ところが左布政使は)まともに命令に服さなかった。案の定、高額の公金を紛失してしまうと、(左布政使は)役所の職員や倉庫警備の兵士ら(の関係者)五十人をみんな逮捕投獄した。(それを見て)陶大順が(左布政使に)言うには、「盗賊は(どんなに)多くとも三人よりも多いことはなかるうが、それなのに(貴官は)五十人(もの役人兵士)を投獄している。もしも(その五十人の中に)盗賊がいたとしても、なんと(少なくとも)四十七人は濡れ衣を着せられていることになるではないか」と。(そこで陶大順は左布政使と)交代して牢獄の担当を務めることを申し出た。左布政使は(職務が軽くなるわいと)喜んで(牢獄の管理を)陶大順に任せた。(すると)陶大順はこ(の囚われの五十人)をすべて(仮釈放処分にして牢獄から)出してやり、(彼らに)言い聞かせて、「よいか、ここを離れたら盗賊の足跡をかきまわり、十日経ったら(本官のもと)戻ってきて捜査の結果を報告せよ」と申しつけた。

(仮釈放された五十人の中に) 福寧の人が(いて) 鍛冶屋の隣に住んでいた。(その福寧の人が隣の鍛冶屋で) 夜中に金属を溶かす音を聞きつけて、(おかしなことだと) その隣の家の鍛冶屋の様子) をうかがってみると、(鍛冶屋が) 溶かしているのは公の銀塊であった。(福寧の人はあやしいと思いい) そこで役所に出頭し(てこのことを報告し) た。(すると派遣された取り調べの役人に対して) 鍛冶屋は、「あ(の銀塊) はある人から借りたんです」と言い立てた。(しかもその) ある人(と言われた人物) もその鍛冶屋の言い分を裏付けて「そのとおりです」と言った。(そんなわけで) 言い出しつべの(福寧の) 人は偽りの密告をした廉(むづ)で罪に問われることになってしまった。(ところが報せを受けた) 陶大順が言うには、「その鍛冶屋は(聞けば) 貧乏暮らしの遊び人だ(というではないか)、いったい誰が(そのような者に) 五十両(もの大金) を貸すことがあるうか(、いや、ありえない)。その鍛冶屋)こそ盗賊(の一味)であろう」と。(そこで陶大順は) 搜索を命令してその鍛冶屋の身柄)を拘束し、ひとこと訊問してみると(鍛冶屋は)簡単に口を割って、「盗み(の首謀者) は、お役所の召使いです。私に(合鍵を作らせて) お蔵の錠前を開けさせ、(礼金としてあの銀塊を) 私にくれたのです」と白状した。(陶大順は) 搜索して(首謀者である) 召使いを逮捕し、(その召使いが) 隠しこんでいた盗んだ金品を洗いざらい取り上げ、(冤罪を被っていた) 五十人を残らず釈放したのであった。

解答

- (一) 投獄した五十人の中に盗賊の真犯人がいても三人を超えることはないから、少なくとも残る四十七人は無実だということ。
- (二) 十日経ったら、この役所に戻ってきて、盗難事件を捜査した結果を私に報告しなさい。
- (三) 私はあの官製の銀塊をある人から借りたのです。
- (四) 福寧人
- (五) 鍛冶屋は遊び人で、ろくな稼ぎも、借金ができるような信用もないはずなのに、鍛冶屋が大金を持っていたから。

(六)  
吏舍奴

出典：韓非子『韓非子』「外儲說左下 第三十三」の一節 / オリジナル問題

書き下し文

西門豹鄴の令と為り、清冠潔慤せいこうけつかく 秋毫の端たんも私利無きなり。而して甚だ左右を簡にす。左右因りて相与あいにとに比周して之を惡む。居ること期年、計を上る。君其の璽を収む。豹自ら請うて曰く、「臣昔者には鄴を治むる所以を知らず、今臣得たり、願はくは璽を請ひ、復た以て鄴を治めん、当らざれば請ふ斧鑕の罪に伏せん」と。文侯忍びずして復た之を与ふ。豹因りて重く百姓に斂れんし急に左右に事つかふ。期年にして計を上る。文侯迎へて之を拜す。豹対へて曰く、「往年臣君の為に鄴を治めて、君臣の璽を奪ふ、今臣左右の為に鄴を治めて、君臣を拜す、臣治むる能はず」と。遂に璽を納めて去る。文侯受けずして曰く、「寡人曩かしんさきに子を知らず、今知れり、願はくは子勉めて寡人の為に之を治めよ」と。遂に受けず。

現代語訳

(魏国の) 西門豹は鄴の長官に任せられ(たが)、(その人となりは) 清廉かつ実直で、ほんの少しも私利を計らなかつた。したがって(魏の君主・文侯の) 近臣たちをたいそう粗略に扱って(まったく媚び諂うことがなかつ) た。(文侯の) 側近たちは、それゆえ、互いに徒党を組んで西門豹を嫌って、西門豹を貶めようと文侯に悪しざまにでっちあげの陰口をし) た。こうして一年がたつて(西門豹は朝廷に参上し、鄴の政治の) 財務報告書を提出した。(ところが) 文侯は西門豹の(長官職のあかしである) 官印を取り上げてしまった。(そこで) 西門豹が自ら(直訴して) 文侯に願うて言うには、「私はこれまで鄴を治める方法を心得ていませんでしたが、今になってそれがよくわかりました。どうかもう一度官印を頂戴し、鄴を治めさせてくださいたく存じます。もしうまくいかないときは、どうか(死罪として) 斧・鑕の刑に服させてくださいませ」と。文侯は気の毒に思って、いま一度そ(の官印) を与えた。西門豹はそこで(わざと) 人民に重税を課し、なにかと(文侯の) 近臣たちの下手に出(て贈り物をして機嫌を取) た。(そして) 一年がたつて財務報告をし(に参内し) た。文侯は(側近たちから西門豹のよい評判を吹き込まれているので、機嫌良く) 出迎えて鄭重に待遇した。西門豹がお答えして言うには、「先年、私は御主君のために鄴を治めましたのに、御主君は私の官印をお取り上げになりました。

今年、私は近臣の方々のために郷を治めましたところ、御主君は私に礼拝なさいませ。これでは私は（御主君に仕えて御主君のために郷を）治めることなどできません」と。（西門豹は）そのまま官印を返上して立ち去ろうとした。文侯は（官印を）受け取らず、「余はこれまでそなたのことを知らなかった（が）、今そなたが（どのようなお方か、よく）判った。どうかそなたは、いっそう勉め励んで余のために郷を治めてくれ」と言って、そのまま（官印を西門豹に押し戻して）受け取らなかった。

### 解答

(一) 政務に当たっては君主の近臣に諮えば、近臣から君主によい評判が耳に入って、君主が満足するということ。

(二) 西門豹は自分の考えを確かめるためにとわざと人民に重税を課し、絶えず文侯の側近に賄賂を贈って諂った。

(三) 西門豹はそのまま官印を返上して文侯の前を辞そうとした。

(四) 清廉で実直な西門豹の人柄を知り、自分のために郷を治めることができるのは、約しかないと判断したから。

### 解説

(一) まずは同一発言の中に「昔者……、今……」という対比構造が見られることに注目する。すると「不知」と「得」が対比されたことになるので、省略された「得」の《客語（＝直接目的語）》はひとまず「所以治郷」だということになる。「所以」は「ゆゑん（ゆえん）」と訓み、「原因・理由」や「方法・手段」の意。ここでは文脈から後者を探る。とすると答えは「郷を治める方法」となる。しかしこれでは要求された「2行」の解答欄にはまったく不足する。「郷の地方の政務に携わるための方法手段」としても、1行分にも満たない。（なおここで、「統治する」は不適。これは帝王君主の行為であり、官僚はこれを代行することになる。）そこで、設問文中の「わかりやすく」とは「具体的に」の意であると判断して、西門豹の理解したことの詳細が答案作成の実際の作業となる。西門豹が「所以治郷」を理解するに至った経緯を追うと、1行目から2行目に「清尅潔愨……君収其璽」とある。「①清廉実直に政治を行って私利私欲に走らず、②高位高官に媚びなかつたところ、③高官に嫌われて、④政務報告の際に君主からクビにされそう

になった」というわけだ。この四段階はそれぞれ前が次の原因理由と考えられるが、③と④との間に飛躍があるのがポイントである。これを埋めるには、「側近たちが君主に西門豹の悪口を吹き込んだ」ことを補って考える必要がある。したがって西門豹は、右で考えた経緯全体を裏返して、「治鄴」を継続するためには君主を満足させなければならぬが、そのためにはまず側近に取り入る必要がある」と考えたのだろうと推定できる。これがこの段階での「所以治鄴」の具体的な内容である。

答案作成に当たっては、右で考えた「側近たちが君主に西門豹の悪口を吹き込んだ」ことを裏返して補入し、答案の中で因果関係を飛躍させないように説明する必要がある。

(二) ここでの「因」は(送り仮名からもわかるように)「前述の理由・前提を承けて、結果・帰結を導く」働きのある助辞である。この「理由・前提」とは「申し出の結果、地方行政を継続して任された」ことを指す。ここで、設問(一)で見たように、西門豹の申し出は自分が解任された理由を推定してのことであった。また、後述するように、西門豹の政治のやり方は傍線部の前と傍線部とでまったく異なっている。したがって、傍線部の政治のやり方は、西門豹が自分の推定を検証するために行ったものと考えられる。単に「だから」などと済ませず、採点者に正確な理解をアピールするために、なるべく具体的に表現しよう。「斂」は「収斂」という熟語からわかるように)「おさめとる」こと。政治に関しては「税金をとること」の意になる。「苛斂誅求」の語を知らなければ憶えておこう。ところでこれは、「清尅潔懲」なはずの西門豹のやり方としてはいかにも不自然である。ここはやはり設問(一)で見たように、自分の推定の検証のために意図的に行ったものと見て、「わざと」などの語を補入したい。「百姓」は漢文では「ひやくせい」と読む。「たくさんの名字」ということだが、中国では平民も名字を持っていたので、事実上「庶民・民衆」の意味で使われる。これは漢文の常識だ。

「事」は動詞では「仕える」の意となる。「師事」という熟語を覚えておくこと。(ただしこれは「師が仕える」のではなく、「ある人物を自分の)師として(その人物に)仕える」と解釈する。」「左右」は、1行目から2行目にかけて「左右因相与比周而悪之」とあることからわかるように、ここでは意志を持っていて、つまり人間である。人間を「左右」と呼ぶときは、「(中心となる人物の)左右にいる人」だから、「側近・近臣」の意である。これも漢文ではごく普通に見られる表現である。さて、「側近に仕える」とはどのようなことか。西門豹は実際には「鄴」という地方にいるのだから、朝廷にいる側近に仕えることはできない。前年は「甚簡」にしていた側近たちに「わざと」・「離れていながら仕える」のだから、「機嫌を取る」と解釈することになる。「民に重税を課し」ている



ことも考え合わせると、具体的には「賄賂を贈った」程度の語で表現しておくのがよからう。

(なお、なぜ重税を課したかと言えば、右に見たように「賄賂」の費用を捻出するためとも思えるが、そう考えるのは不適だろう。西門豹は、一年後に自ら辞職しようとしたことから、実は「清尅潔愨」さを失っていなかったはずだ。彼としては賄賂を贈るのに自腹を切るのを嫌ったのでなく、いかにも君主の側近が気に入るような、すなわち彼らの腐った発想からは自然に思えるようなやりかたを取ってとって方便としたのだと考えるべきだろう。だとしたところで、そんなことに一年も付き合わされる民衆のほうこそ堪ったものではないが、それは仕方がないということか。)

(三) 一般的に、傍線部(を含む文中)から省略されたと判断できる構文要素(主語・客語・補語など)は、とくに要求されなくとも補うことが期待されるのが、入試における古文漢文の現代語訳というものである。ここでも、「納」「去」の主語は明示されないし、「去」に至っては《客語》にあたる「もともといた場所」も示されていない。しかし、具体的内容を推定すること自体は、この文脈なら簡単だろう。

注意しなければならないのは、問題文には鉤括弧がない(訓点がついていても鉤括弧がないというのは、入試問題では珍しいことではない)ので、傍線部が会話文の終わった直後にある地の文だということを意識する必要がある、ということだ。さもなくば、主語を会話文にふさわしく「私は」などとして、せっかく補ったのに減点を食らうことになる。傍線部の前で既に会話文が終わっていることを確認するには、次のように考える。すなわち、傍線部の「遂に……去る」を会話表現と見ると、副詞「遂」から西門豹が自分の過去の行動について述べた発言だということになるが、「璽」に関しては、ここでは「納」めたのではなく逆に「請」うている。したがって、傍線部は西門豹の会話文ではないということになる。(この問題では、傍線部直前の文を訓読する際に書き下し文の文末に来るべき「不」の字に「ト」が送られていることから、落ち着いて読めば当然のことではある。)

ところがここでさらに大きなポイントが浮かんでくる。この「遂」という副詞を現代日本語の意味で杓子定規に解釈すると「西門豹はとうとう立ち去ってしまった」ということになるのだが、それでは続いて文侯が発言の中で「子」と呼びかけていること、さらには設問(四)で「文侯は官印を受けなかった」としていることと矛盾するのである。実はこれは漢文では(そして古文でも)割合に普通に見られることなのだが、いかにも完了態のような書き方がしてあっても、直後でそれが未遂であることがわかる場合は、実際には「今にもうしようとした」のニュアンスによる表現となっているのである。このことを答案に反映させないと、大きな失点につながる。

がるものと心得ておきたい。

四 「返上されようとした官印を受けない」とは、「辞任を認めない」ということ、すなわち「引き続き官職にとどまることを命ずる」ことに他ならない。その根拠を文侯自身の発言に求めるなら、「わしゃあんなのことをよく知らなんだが、やっとわかったから、わしのために政治に励んでくだされや」（「寡人」は王侯の謙称）と言っているのだから、この発言の内容を会話文でない形に変換して答えればよい。

ただしここで注意したのは、「曩不知子」の解釈である。この文を機械的に「以前はあなたを知らなかった」などとしてしまうと、文侯と西門豹とは面識がなかったという解釈も可能になるが、実際には2行目から4行目にかけて、すでに少なくとも一回は西門豹は文侯に拝謁していることがわかっている。したがって、「不知子」の内容を的確に表現しなければ減点されるだろう。文侯はすぐに続けて「今知矣」と言っており、「不知」から「知」への変化の要因としては、この場面での西門豹の言動すなわち「側近の言いなりになっている文侯を諫め、既得権に恋々とせず潔く辞職しようとしたこと」を考えるしかない。このような態度は、まさしく為政者を補弼する者に求められる資質だといえるだろう。これがわかっていたからこそ、文侯は西門豹を慰留したのだと考えられる。したがってまた、答案作成においては、単に「人柄がわかったから」で済ませず、「今度こそ地方行政を任せようと信頼したから」といった内容まで踏み込んで表現することが求められている。

なお、設問文に「文侯は受けなかった」とあるが、傍線部を含む文では主語が省略されているので、このヒントがなければ「西門豹は慰留を受諾しなかった」という解釈も可能であり、実際の入試ではこの部分の解釈を含めて出題される可能性がある。もしそうになったら、どうやって「不受」の主語を「文侯」と判断するか、自分で考えてみよう。（実際に考えてから以下を読んでもらいたい。）これに関しては、会話文を挟んでその直前まで遡ると、「文侯不受曰」の表現が見つかるはずだ。ここで問題となっている表現と全く同じ「不受」の主語が明示されており、その発言趣旨が「西門豹」の慰留にあるのだから、「文侯の意図は満たされた」という結末に解釈するのが自然である。「西門豹は頑なに拒んだ」というなら、転換した主語を明示するなり「固辞」などの語で表現するなりしたことだろう。（なお、出典が『韓非子』であり、この書が「法治主義」を根柢におきつつ「誠実に法に則った政治を行わない」と困った結果になる」という趣旨の逸話・説話を多く収録していることは是非とも知っておきたいことだが、そのことにとらわれすぎると、与えられた文章の流れを精密にトレースすることのほうが重要だ。問題文にしても、為政者の当為に目覚めた文侯のもと

に西門豹が留まれば、「法治主義」の実現という結果につながるわけだから、右に述べたような解釈に不都合はないのである。）

